

改正案	現行
<p>目次 第三章 方法書の作成前の手続 第一節 配慮書 第四条の二―第四条の八 第二節 第二種事業に係る判定 第五条 第四章 方法書 第六条―第十一条 第五章 環境影響評価の実施等 第十二条・第十三条 第六章 準備書 第十四条―第二十一条 第七章 評価書 第一節 評価書の作成等 第二十二条―第二十四条 第二節 評価書の補正等 第二十五条・第二十六条 第八章 対象事業の内容の修正等 第二十七条―第三十条 第九章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第三十一条―第三十七条 第十章 事後調査等の手続 第三十八条―第四十六条 第十一章 手続の併合 第四十七条・第四十八条 第十二章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 第四十九条―第五十二条 第十三章 徳島県環境影響評価審査会 第五十三条―第五十九条 第十四章 法対象事業に係る手続 第六十条―第七十四条 第十五章 雑則 第七十五条―第八十五条</p> <p>第一章 総則</p> <p>定義 第二条 略</p> <p>2 この条例において「第一種事業」とは、次に掲げる事業であつて、規模、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの 環境影響評価法 平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する第二種事業で法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び法第二条第四項に規定する対象事業 以下「法対象事業等」という。）を除く。）をいう。 一―三 略 四 空港法 昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設 の設置又は変更の事業 五―二十 略 三―六 略</p> <p>第四条 略 2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 対象事業に係る計画の段階において、当該</p>	<p>目次 第三章 準備書の作成前の手続 第一節 第二種事業に係る判定 第五条 第二節 方法書の作成等 第六条―第十一条 第三節 環境影響評価の実施等 第十二条・第十三条 第四章 準備書 第十四条―第二十一条 第五章 評価書 第一節 評価書の作成等 第二十二条―第二十四条 第二節 評価書の補正等 第二十五条・第二十六条 第六章 対象事業の内容の修正等 第二十七条―第三十条 第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続 第三十一条―第三十七条 第八章 事後調査等の手続 第三十八条―第四十六条 第九章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合 第四十七条・第四十八条 第十章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 第四十九条―第五十二条 第十一章 徳島県環境影響評価審査会 第五十三条―第五十九条 第十二章 法対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続 第六十条―第七十四条 第十三章 雑則 第七十五条―第八十五条</p> <p>第一章 総則</p> <p>定義 第二条 略</p> <p>2 この条例において「第一種事業」とは、次に掲げる事業であつて、規模、形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの 環境影響評価法 平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する第二種事業で法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び法第二条第四項に規定する対象事業 以下「法対象事業等」という。）を除く。）をいう。 一―三 略 四 空港整備法 昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設 の設置又は変更の事業 五―二十 略 三―六 略</p> <p>第四条 略 2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項について定めるものとする。 新設)</p>

<p>事業の実施が想定される区域 以下 事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項 以下 計画段階配慮事項」という。)</p> <p>二 計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針</p> <p>三 十一 略)</p> <p>三 五 略)</p>	<p>新設)</p> <p>三 五 略)</p> <p>三 五 略)</p>
<p>第三章 方法書の作成前の手続</p> <p>第一節 配慮書</p>	<p>第三章 準備書の作成前の手続</p> <p>新設)</p>
<p>計画段階配慮事項についての検討)</p> <p>第四条の二 第一種事業を実施しようとする者 委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、一又は二以上の事業実施想定区域における計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。</p>	<p>新設)</p>
<p>配慮書の作成)</p> <p>第四条の三 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書 以下 配慮書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所 法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 第一種事業の目的及び内容</p> <p>三 事業実施想定区域及びその周囲の概況</p> <p>四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</p> <p>五 その他規則で定める事項</p>	<p>新設)</p>
<p>配慮書の送付等)</p> <p>第四条の四 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類 以下この条において 要約書」という。)を送付するとともに、当該配慮書及び要約書を公表しなければならない。</p>	<p>新設)</p>
<p>配慮書についての知事等の意見)</p> <p>第四条の五 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>3 第一項の場合において、知事は、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 第一項の場合において、知事は、第二項の意見を勘</p>	<p>新設)</p>

<p>案するものとする。</p> <p>5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、前条に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。</p>	
<p>配慮書についての意見の聴取)</p> <p>第四条の六 第一種事業を実施しようとする者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。</p>	<p>新設)</p>
<p>第一種事業の廃止等)</p> <p>第四条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第四条の四の規定による公表を行ってから第八条第一項の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受け、た者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>一 第一種事業を実施しないこととしたとき。</p> <p>二 第四条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。</p> <p>三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。</p> <p>2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者について行われたものとみなす。</p> <p>1 第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討</p> <p>第四条の八 第二種事業を実施しようとする者 委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。() は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第四条の二から前条までの規定を適用する。</p>	<p>新設)</p>
<p>第二節 第二種事業に係る判定</p> <p>第五条 第二種事業を実施しようとする者</p>	<p>新設)</p>
<p>第二節 第二種事業に係る判定</p> <p>第五条 第二種事業を実施しようとする者</p>	<p>新設)</p> <p>第五条 第二種事業を実施しようとする者 委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同</p>

<p>は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならぬ。</p> <p>2 10 略)</p>	<p>第四章 方法書</p>	<p>方法書の作成)</p> <p>第六条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書 以下 方法書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一～三 略)</p> <p>四 第四条の三第四号に掲げる事項</p> <p>五 第四条の五第一項の意見</p> <p>六 前号の意見についての事業者の見解</p> <p>七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目</p> <p>八 その他規則で定める事項</p>	<p>方法書の送付)</p> <p>第七条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類 次条において 要約書」という。）を送付しなければならない。</p>	<p>方法書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第八条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた方法書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>説明会の開催等)</p> <p>第八条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第七条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会 以下 方法書説明会」という。）を開催しなければならない。</p>
<p>じ。）は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならぬ。</p> <p>2 10 略)</p>	<p>第二節 方法書の作成等</p>	<p>方法書の作成)</p> <p>第六条 事業者は</p> <p>、対象事業に係る環境影響評価を行う方法調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項</p> <p>を記載した環境影響評価方法書 以下 方法書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一～三 略)</p> <p>新設)</p> <p>新設)</p> <p>新設)</p> <p>四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目</p> <p>新設)</p>	<p>方法書の送付)</p> <p>第七条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書</p> <p>を送付しなければならない。</p>	<p>方法書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第八条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた方法書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>新設)</p>

<p>第十四条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 第六条第一号から第六号までに掲げる事項</p>	<p>第六章 準備書</p> <p>第十二条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配意して第六条第七号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p>	<p>第五章 環境影響評価の実施等</p> <p>第十条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第七条に規定する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し、同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）並びに第八条の第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p>	<p>方法書についての意見書の提出)</p> <p>第九条 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略)</p>	<p>方法書についての意見書の提出)</p> <p>第九条 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略)</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p> <p>3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。</p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第七条に規定する地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。</p>
<p>第十四条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一 第六条第一号から第三号までに掲げる事項</p>	<p>第四章 準備書</p> <p>第十二条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配意して第六条第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。</p>	<p>第三節 環境影響評価の実施等</p> <p>第十条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第七条に規定する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し、同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）を送付しなければならない。</p>	<p>方法書についての意見書の提出)</p> <p>第九条 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略)</p>	<p>方法書についての意見書の提出)</p> <p>第九条 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。</p> <p>2 略)</p>

<p>二〇九 略)</p> <p>十 その他規則で定める事項</p>	<p>準備書の送付等)</p> <p>第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域 第九条第一項及び第十一条第一項の意見並びに第十三条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み 第七条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下 関係地域」という。)を管轄する市町村長 以下 関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類 次条) において 要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>2 略)</p>	<p>二〇九 略)</p> <p>新設)</p>	<p>準備書の送付等)</p> <p>第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域 第九条第一項及び第十一条第一項の意見並びに第十三条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第七条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下 関係地域」という。)を管轄する市町村長 以下 関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類 次条及び第十七条において 要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>2 略)</p>
<p>準備書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第十六条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>2 略)</p>	<p>準備書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第十六条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ</p> <p>2 略)</p> <p>ならない。</p>		
<p>説明会の開催等)</p> <p>第十七条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会 以下 準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第二項中 第七条に規定する地域」とあるのは、第十五条第一項に規定する関係地域」と、同条第四項中 第二項」とあるのは、第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中 前各項」とあるのは、第十七条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。</p> <p>削除)</p> <p>削除)</p>	<p>説明会の開催等)</p> <p>第十七条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会 以下 説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。</p> <p>3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。</p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		
<p>準備書についての意見の概要等の送付)</p> <p>削除)</p>	<p>準備書についての意見の概要等の送付)</p>		

<p>第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類、同項の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）並びに第十七条第一項の規定により開催した準備書説明会の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p>	<p>準備書についての知事等の意見</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。</p>	<p>第七章 評価書</p> <p>評価書の公告及び縦覧等</p> <p>第二十六条 事業者は、前条第三項の規定による送付又は届出をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書（同条第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）を要約した書類及び第二十四条第二項の書面（次項及び第五十条第二項において「評価書等」という。）を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>2 知事は、事業者から送付を受けた評価書等</p> <p>しななければならない。</p> <p>2 知事は、事業者から送付を受けた評価書、要約書及び第二十四条第二項の書面について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>第八章 対象事業の内容の修正等</p> <p>第九章 評価書の公告及び縦覧後の手続</p>	<p>免許等に当たつての環境の保全の配慮</p> <p>第三十五条 知事は、第二十五条第三項の規定による送付又は届出を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に評価書の写しを送付し、評価書の記載事項に基づいて、対象事業につき、環境の保全についての配慮がなされることが確保されるよう要請するものとする。</p> <p>一 略</p>
<p>第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類、同項の意見書の写し及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類）並びに第十七条第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書類を送付しなければならない。</p>	<p>準備書についての知事等の意見</p> <p>第二十条 略</p> <p>2 第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第七条に規定する市町村長」とあるのは、関係市町村長「と、同条第四項中「第二項」とあるのは、第二十条第二項において準用する第二項」と、前条の書類に記載された意見」とあるのは、第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに第二十一条第一項の規定により公聴会を開催した場合には、当該公聴会において述べられた意見」と、同条第五項中「第七条に規定する市町村長」とあるのは、関係市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>新設</p>	<p>第五章 評価書</p> <p>評価書の公告及び縦覧等</p> <p>第二十六条 事業者は、前条第三項の規定による送付又は届出をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書（前条第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。以下同じ。）を要約した書類（次項において「要約書」という。）及び第二十四条第一項の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供</p>	<p>しななければならない。</p> <p>2 知事は、事業者から送付を受けた評価書、要約書及び第二十四条第二項の書面について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>第六章 対象事業の内容の修正等</p> <p>第七章 評価書の公告及び縦覧後の手続</p>	<p>免許等に当たつての環境の保全の配慮</p> <p>第三十五条 知事は、第二十五条第三項の規定による送付又は届出を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に評価書の写しを送付し、評価書の記載事項に基づいて、対象事業につき、環境の保全についての配慮がなされることが確保されるよう要請するものとする。</p> <p>一 略</p>

<p>二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 昭和三十年法律第七十九号) 第二条 第一項 第一号の補助金、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金のうち規則で定めるもの以下 国の補助金等」という。) 又は県の補助金 県が県以外の者に対して交付する補助金をいう。以下同じ。) の交付の対象となる対象事業 前号に規定するものを除く。) に係る評価書 当該国の補助金等又は県の補助金の交付の決定を行う者</p> <p>三・四 略)</p> <p>五 国が行う対象事業のうち、政令第五条に規定する法律の規定により、その実施に際し、免許等又は特定届出が必要とされる事業に係る評価書 当該対象事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該免許等を行う者又は当該特定届出の受理を行う者</p>	<p>二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 昭和三十年法律第七十九号) 第二条 第一項 第一号の補助金及び同項第二号の負担金</p> <p>下 国の補助金等」という。) 又は県の補助金 県が県以外の者に対して交付する補助金をいう。以下同じ。) の交付の対象となる対象事業 前号に規定するものを除く。) に係る評価書 当該国の補助金等又は県の補助金の交付の決定を行う者</p> <p>三・四 略)</p> <p>五 国が行う対象事業のうち、政令第四条に規定する法律の規定により、その実施に際し、免許等又は特定届出が必要とされる事業に係る評価書 当該対象事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該免許等を行う者又は当該特定届出の受理を行う者</p>
<p>第十章 事後調査等の手続</p> <p>事後調査報告書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第四十一条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後調査報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>2 略)</p>	<p>第八章 事後調査等の手続</p> <p>事後調査報告書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第四十一条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、事後調査報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 略)</p> <p>ならない。</p>
<p>第十一章 手続の併合</p> <p>手続の併合)</p> <p>第四十七条 一又は二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業を実施するときは、当該事業者は、これらの対象事業について、この条例の規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該対象事業に係る事業者が複数の者であるときは、これらの事業者は、協議により、この条例の規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者を定めることができる。この場合において、当該計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者は、知事及び第七条の市町村長にその旨を書面により届け出なければならない。</p>	<p>第九章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合</p> <p>手続の併合)</p> <p>第四十七条 一又は二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業を実施するときは、当該事業者は、これらの対象事業について、この条例の規定による事後調査その他の手続を併せて行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該対象事業に係る事業者が複数の者であるときは、これらの事業者は、協議により、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者を定めることができる。この場合において、当該環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者は、知事及び第七条の市町村長にその旨を書面により届け出なければならない。</p>
<p>手続の併合の要請)</p> <p>第四十八条 知事は、一又は二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業を実施する場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、この条例の規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うよう求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業に係るこの条例の規定に</p>	<p>手続の併合の要請)</p> <p>第四十八条 知事は、一又は二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業を実施する場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うよう求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、二以上の事業者が相互に密接に関連する二以上の対象事業に係るこの条例の規定に</p>

よる計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うときは、当該事業者は、協議により当該計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者を定め、知事及び第七条の市町村長にその旨を書面により届け出なければならない。

第十二章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

都市計画に定められる第二種事業等

第四十九条 略

2 略

3 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が県である場合には、第四条の二から第四条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第六条から第三十六条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第四条の七第一項第三号及び第二項、第三十号及び第二項並びに前章の規定は、適用しない。

4 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が市町村等である場合には、第四条の二から第四条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第六条から第三十六条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該市町村等が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第四条の七第一項第三号及び第二項、第三十号及び第二項、第三十四条第一項第三号及び第二項、第三十四条第一項第三号及び第二項並びに前章の規定は、適用しない。

都市計画に係る手続との調整

第五十条 略

2 県は、前条第三項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、第十六条第一項の規定により準備書及び第十五条第一項に規定する要約書を縦覧に供する場合には、県が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、評価書等

を縦覧に供する場合には、県が定める都市計画についての同法第二十条第二項、同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

よる 環境影響評価、事後調査その他の手続を併せて行うときは、当該事業者は、協議により当該環境影響評価、事後調査その他の手続を代表して行う者を定め、知事及び第七条の市町村長にその旨を書面により届け出なければならない。

第十章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

都市計画に定められる第二種事業等

第四十九条 略

2 略

3 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が県である場合には、第六条から第三十六条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三十号及び第二項、第三十四条第一項第三号並びに前章の規定は、適用しない。

4 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が市町村等である場合には、第六条から第三十六条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該市町村等が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第三十号及び第二項、第三十四条第一項第三号及び第二項並びに前章の規定は、適用しない。

都市計画に係る手続との調整

第五十条 略

2 県は、前条第三項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合において、第十六条第一項の規定により準備書及び第十五条に規定する要約書を縦覧に供する場合には、県が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第二十六条第一項の規定により評価書、同項の要約書及び第二十四条第一項の書面を縦覧に供する場合には、県が定める都市計画についての同法第二十条第二項、同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

を縦覧に供する場合には、県が定める都市計画についての同法第二十条第二項、同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

<p>事業者の協力)</p> <p>第五十二条 県又は市町村等は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第四十九条及び第五十条に規定する計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>第十三章 徳島県環境影響評価審査会</p> <p>設置)</p> <p>第五十三条 この条例の規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、徳島県環境影響評価審査会 以下 審査会」という。)を置く。</p>	<p>第十四章 法対象事業に係る手続</p> <p>法第四条第二項の書面についての市町村長の意見等</p>	<p>第六十条 知事は、法第四条第二項 同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十二条第三項において同じ。)に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該書面に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に対し、その写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての当該市町村長の意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>2 略)</p>	<p>法対象事業に係る方法書等の閲覧)</p> <p>第六十一条 知事は、法第六条第一項の規定により送付を受けた法第五条第一項の方法書及び法第六条第一項の要約書について、規則で定めるところにより、法第七条の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>2 知事は、法第十五条の規定により送付を受けた法第十四条第一項の準備書及び法第十五条の要約書について、規則で定めるところにより、法第十六条の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>3 知事は、法第二十六条第二項の規定により送付を受けた同項の評価書等) について、規則で定めるところにより、法第二十七条の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>知事が意見を述べる場合の手続)</p> <p>第六十二条 知事は、法第三条の七第一項 法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第三条の七第一項の配慮書の案又は配慮書</p>
<p>事業者の協力)</p> <p>第五十二条 県又は市町村等は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第四十九条及び第五十条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>第十二章 徳島県環境影響評価審査会</p> <p>設置)</p> <p>第五十三条 この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、徳島県環境影響評価審査会 以下 審査会」という。)を置く。</p>	<p>第十二章 法対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続</p> <p>法第四条第二項の書面についての市町村長の意見等</p>	<p>第六十条 知事は、法第四条第二項 同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十二条第一項において同じ。)に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、当該書面に係る事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に対し、その写しを送付し、期間を指定して、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての当該市町村長の意見及びその理由を求めるものとする。</p> <p>2 略)</p>	<p>法対象事業に係る方法書等の閲覧)</p> <p>第六十一条 知事は、法第六条第一項の規定により送付を受けた法第五条第一項の方法書) について、規則で定めるところにより、法第七条の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>2 知事は、法第十五条の規定により送付を受けた法第十四条第一項の準備書及び法第十五条の要約書について、規則で定めるところにより、法第十六条の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 知事は、法第二十六条第二項の規定により送付を受けた同項の評価書及び要約書) について、規則で定めるところにより、法第二十七条の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>知事が意見を述べる場合の手続)</p> <p>第六十二条 新設)</p>

<p>報告、立入調査等) 第七十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は法対象事業者 以下この条において「事業者等」という。) に対し、対象事業若しくは法対象事業 以下この条において「対象事業等」という。(一) の実施状況又は対象事業等に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況又は対象事業等に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3 5 略)</p> <p>報告及び公表)</p>	<p>報告、立入調査等) 第七十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は法対象事業者 以下この条において「事業者等」という。) に対し、対象事業若しくは法対象事業 以下この条において「対象事業等」という。(一) の実施状況又は対象事業等に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況又は対象事業等に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者等の事務所又は対象事業等に係る工事が実施され、若しくは当該工事の完了後に事業活動が行われている区域に立ち入り、対象事業等の実施状況又は対象事業等に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3 5 略)</p> <p>報告及び公表)</p>	<p>第十五章 雑則</p> <p>第六十七条 略)</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた法対象事業事後調査報告書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>法対象事業事後調査報告書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第六十七条 略)</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた法対象事業事後調査報告書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>知事の意見の写しの送付)</p> <p>第六十三条 知事は、法第三条の七第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、前条第一項に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第十条第一項の規定により知事が方法書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中 第三条の七第一項」とあるのは、第十条第一項」と、前条第一項」とあるのは、法第六条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、法第二十条第一項の規定により知事が準備書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、第一項中 第三条の七第一項」とあるのは、第二十条第一項」と、前条第一項」と規定する市町村長」とあるのは、法第十五条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>知事の意見の写しの送付)</p> <p>第六十三条 知事は、法第十条第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、法第六条第一項に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第二十条第一項の規定により知事が準備書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中 法第十条第一項」とあるのは、法第二十条第一項」と、法第六条第一項に規定する市町村長」とあるのは、法第十五条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。</p>	<p>新設)</p> <p>知事は、法第四条第二項の規定により意見及びその理由を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。</p> <p>2 3 略)</p>
<p>報告、立入調査等) 第七十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は法対象事業者 以下この条において「事業者等」という。) に対し、対象事業若しくは法対象事業 以下この条において「対象事業等」という。(一) の実施状況又は対象事業等に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3 5 略)</p> <p>報告及び公表)</p>	<p>報告、立入調査等) 第七十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は法対象事業者 以下この条において「事業者等」という。) に対し、対象事業若しくは法対象事業 以下この条において「対象事業等」という。(一) の実施状況又は対象事業等に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況又は対象事業等に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者等の事務所又は対象事業等に係る工事が実施され、若しくは当該工事の完了後に事業活動が行われている区域に立ち入り、対象事業等の実施状況又は対象事業等に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3 5 略)</p> <p>報告及び公表)</p>	<p>第十三章 雑則</p> <p>第六十七条 略)</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた法対象事業事後調査報告書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>法対象事業事後調査報告書についての公告及び縦覧等)</p> <p>第六十七条 略)</p> <p>2 知事は、前条の規定により送付を受けた法対象事業事後調査報告書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>知事の意見の写しの送付)</p> <p>第六十三条 知事は、法第十条第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、法第六条第一項に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第二十条第一項の規定により知事が準備書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中 法第十条第一項」とあるのは、法第二十条第一項」と、法第六条第一項に規定する市町村長」とあるのは、法第十五条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>新設)</p> <p>知事は、法第十条第一項の規定により意見を述べたときは、速やかに、法第六条第一項に規定する市町村長に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第二十条第一項の規定により知事が準備書について意見を述べた場合について準用する。この場合において、前項中 法第十条第一項」とあるのは、法第二十条第一項」と、法第六条第一項に規定する市町村長」とあるのは、法第十五条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。</p>	<p>新設)</p> <p>知事は、法第四条第二項の規定により意見及びその理由を述べようとする場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。</p> <p>2 3 略)</p>

<p>第七十六条 略</p> <p>2 知事は、事業者 事後調査の実施主体となる事業者以外の者を含む。以下この項及び第六項において同じ。() が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置その他の手続を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一 この条例の規定に違反して計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価 事後調査その他の手続を実施しないとき。</p> <p>二 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。</p> <p>三(八) 略</p> <p>3(5) 略</p> <p>6 知事は、第四項の規定による公表をしたときは、その内容を配慮書、方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書の送付を当該事業者から受けた市町村長 法対象事業にあっては、法対象事業関係市町村長) 及び対象事業に係る第三十五条各号に定める者 法対象事業にあっては、法第二十二條第一項各号に定める者) に通知するものとする。</p>	<p>第七十六条 略</p> <p>2 知事は、事業者 事後調査の実施主体となる事業者以外の者を含む。以下この項及び第六項において同じ。() が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置その他の手続を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>一 この条例の規定に違反して環境影響評価 事後調査その他の手続を実施しないとき。</p> <p>二 虚偽の記載をした方法書 準備書、評価書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。</p> <p>三(八) 略</p> <p>3(5) 略</p> <p>6 知事は、第四項の規定による公表をしたときは、その内容を方法書 準備書、評価書又は事後調査報告書の送付を当該事業者から受けた市町村長 法対象事業にあっては、法対象事業関係市町村長) 及び対象事業に係る第三十五条各号に定める者 法対象事業にあっては、法第二十二條第一項各号に定める者) に通知するものとする。</p>
<p>兼務の禁止</p> <p>第七十七条 知事は、事業者の地位を兼ねる場合において、次に掲げる業務に従事する知事の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。</p> <p>一 第四条の五第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p> <p>二 第五条第三項の規定による判定に係る業務</p> <p>三 第十一条第一項、第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p> <p>四 第四十四条第一項の規定により措置を講ずることを求めることに係る業務</p> <p>五 前条第一項から第三項までの規定による勧告又は同条第四項の規定による公表に係る業務</p> <p>六 法第三条の七第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p> <p>七 法第四条第二項の規定により意見及びその理由を述べることに係る業務</p> <p>八 法第十条第一項又は第二十条第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p>	<p>兼務の禁止</p> <p>第七十七条 知事は、事業者の地位を兼ねる場合において、次に掲げる業務に従事する知事の職員を当該事業の実施に係る業務に従事させないように努めなければならない。</p> <p>新設)</p> <p>一 第五条第三項の規定による判定に係る業務</p> <p>二 第十一条第一項、第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p> <p>三 第四十四条第一項の規定により措置を講ずることを求めることに係る業務</p> <p>四 前条第一項から第三項までの規定による勧告又は同条第四項の規定による公表に係る業務</p> <p>五 法第四条第二項の規定により意見及びその理由を述べることに係る業務</p> <p>六 法第十条第一項又は第二十条第一項の規定により意見を述べることに係る業務</p>
<p>県との連絡等</p> <p>第七十九条 この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催を行う者は、県又は関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは、県又は関係する市町村に協力を求めることができる。</p> <p>第八十条 隣接県の知事との協議)</p> <p>知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続について、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</p>	<p>県との連絡等</p> <p>第七十九条 この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会 の開催を行う者は、県又は関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときは、県又は関係する市町村に協力を求めることができる。</p> <p>第八十条 隣接県の知事との協議)</p> <p>知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続について、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</p>
<p>市町村が定める条例との関係)</p>	<p>市町村が定める条例との関係)</p>

第八十一条 第一種事業又は第二種事業に関し、市町村の条例の規定によりこの条例の規定と同等以上の計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続が行われると知事が認めるときは、当該事業に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後調査その他の手続については、この条例の規定は、適用しない。

調査、研究等

第八十二条 県は、計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術の調査及び研究並びに計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価及び事後調査に関する情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

適用除外

第八十三条 削除

第二章から前章まで及び第七十五条から第八十一条までの規定は、災害対策基本法 昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法 平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

規則の制定とその経過措置

第八十四条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく規則の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業新たに第二種事業となる事業のうち第五条第三項第一号の措置がとられたものを含む。以下この条において「新規対象事業等」という。）であつて次に掲げるものの第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日 以下この条において「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第十三章まで及び第七十五条から第八十条までの規定は、適用しない。

一五 略

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、規則施行日以後の内容の変更 環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から第十三章まで及び第七十五条から第八十条までの規定は、適用しない。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第四条の二から第四条の七まで及び第六条から第二十六条まで、第六条から第二十六条まで又は第十二条から第二十六条まで並びに第三十八条から第四十六条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価、事後

第八十一条 第一種事業又は第二種事業に関し、市町村の条例の規定によりこの条例の規定と同等以上の環境影響評価、事後調査その他の手続が行われると知事が認めるときは、当該事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、この条例の規定は、適用しない。

調査、研究等

第八十二条 県は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術の調査及び研究並びに環境影響評価及び事後調査に関する情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

適用除外

第八十三条

この条例の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁 水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染については、適用しない。

2 第二章から前章まで及び第七十五条から第八十一条までの規定は、災害対策基本法 昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法 平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

規則の制定とその経過措置

第八十四条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく規則の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業新たに第二種事業となる事業のうち第五条第三項第一号の措置がとられたものを含む。以下この条において「新規対象事業等」という。）であつて次に掲げるものの第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日 以下この条において「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第十三章まで及び第七十五条から第八十条までの規定は、適用しない。

一五 略

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、規則施行日以後の内容の変更 環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から第十三章まで及び第七十五条から第八十条までの規定は、適用しない。

3 第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第六条から第二十六条まで又は第十二条から第二十六条まで及び第三十八条から第四十六条までの規定の例による環境影響評価、事後

調査その他の手続を行うことができる。
4 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、第八十四条第三項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

調査その他の手続を行うことができる。
4 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、第八十四条第三項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。